

## ⑥<立入調査対応>

- 「説明等に係る報告書」が提出されない場合や提出されても疑義が解消されない場合は、立入調査を行うことがあります。
- 事前に通知しますので、大和郡山市が求める資料の提示や質問に答えるなど、立入調査に協力してください。
- 下請負者等への対応  
受注者は、下請負者等への立入調査が行われる場合、当該下請負者等へ立入調査に協力するよう指示してください。

(立入調査員証 第8条関係)

(表)

立入調査員証				第	号
所	属				
職	名				
氏	名				
生年月日		年	月	日	
上記の者は、大和郡山市公契約条例（平成26年12月大和郡山市条例第21号）第8条の規定により立入調査をする職員であることを証明します。					
		年	月	日	
		大和郡山市長	氏	名	印

(裏)

大和郡山市公契約条例（抜粋）	
(立入調査)	
第8条 市長は、公契約において、この条例に定める事項の履行状況等を確認するために必要があると認めるときは、受注者等に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に受注者等の事業場等に立ち入り、書類の閲覧その他必要な調査をさせることができる。	
2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。	